

# 資 料 編

**資料1 「みどりの新戦略ガイドライン」の概要図**

**【上位計画等】**

**緑の東京計画**

「水と緑がネットワーク  
された風格都市東京の実現」  
(2000年12月)

**東京の新しい都市づくりビジョン**

「水と緑の骨格形成ガイド  
ライン(仮称)の策定」  
(2001年10月)

**東京らしいみどりをつくる新戦略**

「新戦略推進のためのガイド  
ラインの策定」  
(2003年10月)

**【首都・東京にふさわしいみどりづくり】**

都市活動の中で創られる様々なみどりを  
複合的に組み合わせ連続させた、東京らしいみどりづくり

**誘導指針としての「みどりの新戦略ガイドライン」**

**【みどりづくりの目標】**

みどりの量の拡大(2025年まで)

- ・区部のみどり率を2割増
- ・多摩部のみどり率の現状確保

みどりの質の向上

- ・みどりの持つ機能の向上

みどりのネットワークと「環境軸」の  
形成

- ・拠点と軸によるネットワーク形成
- ・道路・河川・公園等の都市施設と  
一体となるまちづくりによる  
「環境軸」の形成

**【公民の役割】**

公共

主要なみどりの拠点づくり

- ・公園、緑地など
- 主要なみどりの軸づくり
- ・道路、河川など
- 都民・民間事業者によるみどり  
づくりの誘導

民間

民有地におけるみどりの創出と保全  
みどりのネットワーク充実への寄与  
みどりの広がりや厚みを持った良好  
な空間形成

東京が目指すみどりへの理解

- ・都民、民間事業者、都・区市町村が目標を共有

**【4つの新たな施策】**

「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定

みどりの拠点となる公園・緑地の整備促進  
重点的に整備する公園の明示、優先的に整備する区域の選定

豊かなネットワークに寄与する「環境軸」の形成

道路、河川、公園等の都市施設を骨格とした「環境軸」の形成  
主たる都市施設と周辺のまちづくりにより形成されるみどり豊かで良好な空間創出

民間事業者による「みどりの計画書」の作成

大規模民間開発の際に事業者が作成・提出  
みどりの拠点と軸に顔を向けた緑の空間創出誘導

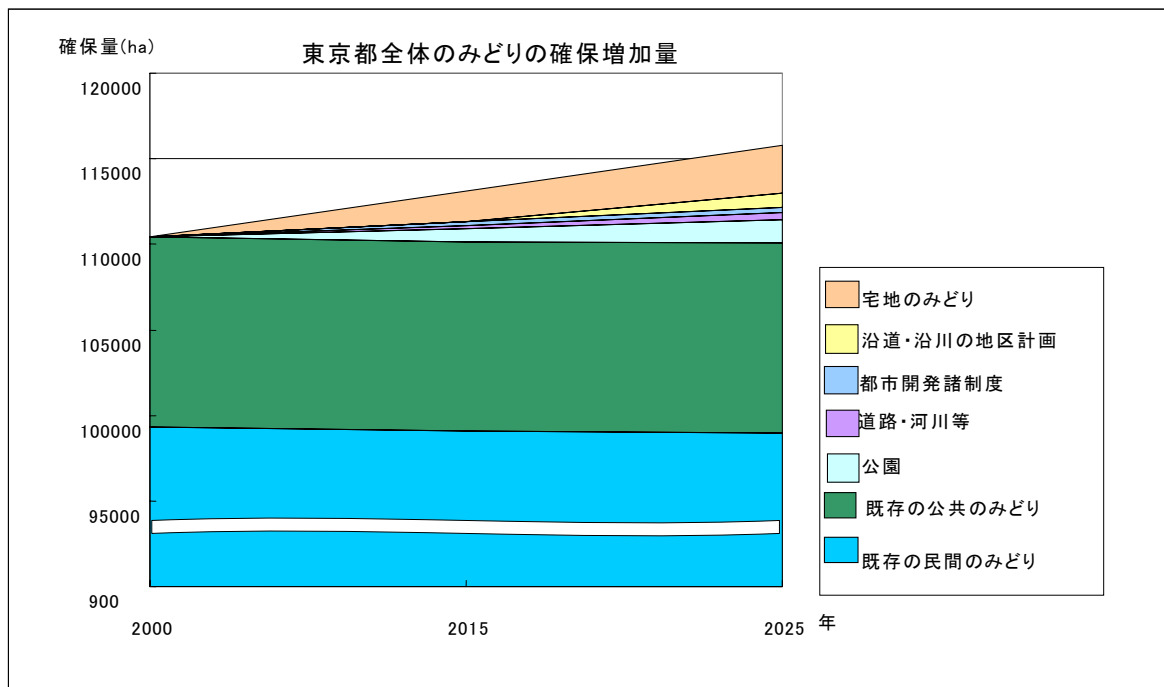
民間による公園づくりのしくみの検討

民間の力を活用した「民設公園」制度の創設  
民間グラウンド、屋敷林などの活用

## 資料2 「ガイドライン」公表に至る経緯

- 平成 14 年 12 月 19 日・第 156 回東京都都市計画審議会
  - ・東京がめざす新しい公園緑地のあり方について（諮問）
  - ・公園緑地調査特別委員会の設置について
  
- 平成 15 年 10 月 14 日・第 159 回東京都都市計画審議会
  - ・「東京らしいみどりをつくる新戦略」の報告について
  - ・「東京らしいみどりをつくる新戦略」についての答申について
  
- 平成 17 年 6 月 28 日
  - ・「みどりの新戦略ガイドライン」（中間のまとめ）の公表
  - ・パブリックコメントの実施
  
- 平成 17 年 1 月 16 日
  - ・「みどりの新戦略ガイドライン」を公表

## 資料3 公・民のみどりの増加量試算



## 資料4 用語の解説

## 【ア行】

- 「NPO」
  - ・ Non-profit Organization の略。民間の非営利組織のことで、福祉や環境、まちづくり、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織
- 「延焼しゃ断帯」
  - ・ 市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間
- 「屋上緑化」
  - ・ ビルなどの屋上の空きスペースを利用して樹木、草花、芝生などで緑化すること。社会的な効果としては、環境低負荷型の都市づくりに対する貢献、自然共生型の都市づくりに対する貢献、資源循環型の都市づくりに対する貢献などがある。

## 【カ行】

- 「崖線（がいせん）」
  - ・ 長くつながった「がけ状」の地形をいう。
- 「風の道」
  - ・ 市街地への空気の進入経路を意味する。流入する空気が冷涼な場合、市街地の温度上昇の緩和が期待される。
- 「環境施設帯」
  - ・ 大気汚染防止、防災・防音対策など、沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に活用し、歩道植樹帯等を整備する施設帯
- 「緩傾斜型護岸」
  - ・ 垂直護岸に対し、緩い傾斜や階段状の構造を持つ、自然石などで被覆された護岸。河川や海岸の環境整備に際して用いられ、親水性が高く、生態系や景観に配慮した護岸。
- 「クールアイランド」
  - ・ 大規模な緑地で形成される冷涼な空気のかたまり。
- 「(都立)公園サポーター基金」
  - ・ (都立)公園を支援(サポート)していただける方から資金の提供(寄付)を受け、集めた資金を公園の魅力増進のために活用する制度。平成16年度に(財)東京都公園協会に都立公園サポーター基金が創設された。
- 「公開空地」
  - ・ 建築敷地内で不特定の者に公開される通路、広場等のオープンスペース。狭義には、総合設計による建物の敷地内の空地のうち歩行者が日常自由に通行又は利用できる部分を言う。

## 【サ行】

- 「里山（さとやま）」
  - ・ 人里近くにおいて人々の生活と結びついた山・森林のことであり、地形的に「山」とは限らない。「里地」と呼ばれることもある。里山には、多くの生物が生息しており観察会などを通じての保全活動が盛んになっている。
- 「市街化区域」
  - ・ 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域。
- 「生産緑地地区」
  - ・ 市街化区域内の農地について、その緑地機能を評価し、将来にわたる計画的なまちづくりを推進する観点から都市計画に定められている地域地区の一種。

- 「総合設計制度」
  - ・特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築計画について、総合的な配慮がなされていることにより、市街地の環境の整備に資すると認める建築物について建築審査会の同意を得て、容積率や高さの制限について特例許可を行うもの。

## 【夕行】

- 「地球温暖化」
  - ・人間活動により温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどで現在最も大きな影響を与えているのは、二酸化炭素）の大気中の濃度が増加し、これにより地球の温度が上昇する。気温の上昇は、海面の上昇のほか、生態系や農業、漁業、水質源や大気、健康など人間社会にさまざまな影響を与えるとされる。
- 「地区計画」
  - ・都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
- 「調布保谷線」
  - ・快適で環境にやさしいみちづくりの目標のもと、沿道の環境に配慮し、16mの車道の両側に10mの環境施設帯の設置を計画した道路。
- 「東京らしいみどりをつくる新戦略」
  - ・平成14年12月、東京都都市計画審議会への「東京がめざす新しい公園緑地のあり方について」の諮問に対して、平成15年10月に示された答申。この答申では、東京の活力を生かしたみどりづくりを進めることが掲げられており、「みどりの新戦略ガイドライン」や「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定などをはじめとした、みどり施策の積極的な展開が提言されている。
- 「都市開発諸制度」
  - ・公開空地の確保など公共的な貢献を行なう建築計画に対し、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和する事により市街地環境の向上に資する都市開発の誘導を図る制度で再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。
- 「都市計画区域マスタープラン」
  - ・都市計画法第6条の2第2項にもとづき、都道府県が都市計画として定める「整備、開発及び保全の方針」のことであり、①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無及び区分する場合は、その方針、③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の法定の方針を定めている。
- 「都市緑化基金」
  - ・民有地の緑化を推進するため寄付等を募り、その運用益により地域住民の都市緑化事業の助成などを行うための基金。東京都都市緑化基金ほかがある。
- 「特定街区」
  - ・都市計画法第8条に基づく地域地区の一種。良好な環境と健全な形態を備えた建築物の建築、地区環境の向上に寄与し公衆が使用できる有効空地の確保等により、都市機能に適応した適正な街区を形成、市街地の整備改善を図ることを目的とする。建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限が定められ、特定街区内の建築物はこれらの制限に適合しなければならないが、建築基準法で一般的に定められる容積率、建ぺい率、斜線制限等は適用されない。
- 「特許事業」
  - ・都市計画事業の施行者は原則として、市町村、都道府県、国の機関であるが、これら以外の者が都道府県知事の認可を受けて行う都市計画事業。（都市計画法第59条第4項）

- 「特許事業に関する取扱方針」
  - ・都市計画公園等区域内で民間事業者が都市計画法第 59 条 4 項の認可を受け公園事業を行うに当たって、東京都が平成 8 年 7 月に定めた基本方針。

## 【ナ行】

- 「のびのび街路樹事業」
  - ・「東京都街路樹マスタープラン検討委員会の答申」に基づき、道路幅員や沿道条件に応じて道路の緑を計画的に増す事業。

## 【ハ行】

- 「ヒートアイランド現象」
  - ・都市部にできる局地的な高温域で、郊外に比べて都心部ほど気温が高く、等温線の形状が都心に向かって高く、島のように見えるため、ヒートアイランド（熱の島）の名がつけられた。
- 「避難場所」
  - ・大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペース。
- 「避難路」
  - ・都市計画道路等を活用し、都市防災不燃化促進事業等により沿道の不燃化を図る防災まちづくりの計画であり、避難地またはそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地又は緑道を配したもの。
- 「防災公園」
  - ・災害対策基本法に基づく地域防災計画や大規模地震対策特別措置法に基づく地震対策緊急整備事業計画などにより整備される公園。震災時に、市街地大火から避難者の生命の安全を確保する避難地などの役割を果たすもので、面積 10ha 以上の公園、緑地などが対象とされていたが、平成 8 年度から面積 1 ha 以上の一時避難地都市公園についても防災公園の位置付けがされることとなった。

## 【マ行】

- 「みどり」
  - ・「みどりの新戦略ガイドライン」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」で取扱う「みどり」は、樹木などの緑に覆われた土地と、広場やグラウンド、水面等のオープンスペースとを合わせたものを指す。また漢字の「緑」は樹木や草など、植物の緑を指す。
- 「みどり率」（注：再掲）
  - ・従来の「緑被率」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」とを加えたもので、ある地域における、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積が、その地域全体の面積に占める割合。「緑の東京計画(平成 12 年)」において提示された。
- 「緑の基本計画」
  - ・区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。（都市緑地法第 4 条）
- 「緑の東京計画」
  - ・東京都の緑づくりの目標と施策の方向や推進策を示すもので、平成 12 年 12 月に策定された。おおむね 50 年後における東京の緑の望ましい将来像を「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」とし、平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間に取り組むべき緑づくりと、それを実現するための具体的な方策を示している。

【ヤ行】

○「谷戸(やと)」

- ・里山の湧水源として、流域保全の面からも生物多様性の面からも重要となる場所。

【ウ行】

○「緑化計画書」

- ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、地上や建築物上に基準に基づく緑化を行うための計画書。

○「緑化地域」

- ・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける地域地区。これにより効果的に緑を創出することができる。(都市緑地法第34条)

## 資料5 みどりづくりに関する資料

本ガイドラインの理解を深めるにあたり、参考となる東京のみどりづくりに関する基礎的資料を掲載します。

## 1 緑地保全の制度

	緑地保全地域	特別緑地保全地区	近郊緑地保全区域	風致地区	保全地域
性格	緩やかな規制	現状凍結型	緩やかな規制	緩やかな規制	現状凍結型
根拠法令	都市緑地法	都市緑地法	首都圏近郊緑地保全法	都市計画法 都風致地区条例	都自然保護条例 (注)
行為規制	都知事への届出	都知事の許可	都知事への届出	都知事、区市町村長の許可	都知事の許可
代償措置	—	買収	—	—	買収
実績 (2004.4.1 現在)	実績なし	10箇所 90.4ha	3箇所 1,477ha	28箇所 3,571ha	36箇所 1,257ha

注：「東京における自然の保護と回復に関する条例」の略

## 2 生産緑地地区

## ■生産緑地地区の指定

・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもので 500 m<sup>2</sup>以上の面積で農林業の継続が可能な条件を備えているものを都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

## ■生産緑地地区の規模

・都内の生産緑地地区は都市計画公園・緑地に匹敵する規模のオープンスペースを提供しています。(平成16年4月現在)

○供用されている都市計画公園・緑地の面積：約4,400ha

○生産緑地地区の面積：約3,800ha



### ■生産緑地地区の地区数及び指定面積の推移

(生産緑地法改正時の平成4年度から16年度までの過去13年間)

年 度	区部		市部		東京都全体	
	地区数	指定面積 (h a)	地区数	指定面積 (h a)	地区数	指定面積 (h a)
平成4年度	2,434	564	9,852	3,419	12,286	3,983
平成5年度	2,595	593	10,101	3,480	12,696	4,073
平成6年度	2,580	591	10,095	3,469	12,675	4,060
平成7年度	2,572	581	10,076	3,458	12,648	4,039
平成8年度	2,574	575	10,257	3,478	12,831	4,053
平成9年度	2,528	558	10,263	3,455	12,791	4,013
平成10年度	2,513	546	10,224	3,425	12,737	3,971
平成11年度	2,496	541	10,149	3,385	12,645	3,926
平成12年度	2,519	541	10,101	3,344	12,620	3,885
平成13年度	2,503	538	10,033	3,302	12,536	3,840
平成14年度	2,487	532	10,007	3,281	12,494	3,813
平成15年度	2,455	522	10,012	3,263	12,467	3,785
平成16年度	2,425	515	10,003	3,228	12,428	3,743

### 3 都市開発諸制度

・公開空地等の確保など公共的な貢献を行なう建築計画に対し、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和する事により、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のこと。

○特定街区

○再開発等促進区を定める地区計画

○高度利用地区

○総合設計 がある。

・東京都では、地域特性に応じた都市開発諸制度の活用を図るため「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針(平成16年8月)」において、地域ごとの割り増し容積率の上限値及び当該割り増し部分に充当すべき育成用途の割合と内容等について、各制度共通の考え方を示している。

#### ■センター・コア再生ゾーンの公開空地等の規模の例(港区の例)

・都市再生が進む港区内を例にとると、民間が整備する公開空地等の面積が、区が整備する公園に匹敵する規模になっています。

○区立公園面積 25.7ha(43箇所)

○公開空地面積 27.6ha(125箇所)

■都市開発諸制度

		高度利用地区	特定街区	再開発等促進区を定める地区計画	総合設計
指定要件	最低規模	概ね 0.5ha	原則 0.5ha 以上	1ha 以上	500㎡以上
		特例 0.2ha	特例 0.2ha		(用途地域による)
	地区の境界	原則として道路、河川その他明確な地形、地物等による	6m ないし 8m 以上の幅員をもつ道路に接していること	原則として、道路その他の公共施設、河川その他の地形、地物など、土地の範囲を明示するのに適当なもの	幅員 6m 以上の道路に接していること
	壁面位置の制限	道路境界線から 1m 以上	敷地境界線から 2m 以上(高さにより異なる)	敷地境界線から 2m 以上(高さにより異なる)	なし
概要及び根拠	制度の概要	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区。 空地整備、住宅整備等の程度に応じて容積率を緩和する制度。	市街地の整備改善を図るため、街区の整備又は造成が行われる地区。 市街地の整備に有効な空地等を設けた場合、その程度に応じて容積率等を緩和する制度。	公共施設の整っていない低・未利用地を対象に、公共施設と宅地を一体的に再開発することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。 主要な公共施設の整備状況及び市街地環境の整備改善の寄与度に応じて容積率等を緩和することができる制度。	一定割合以上の空地及び一定規模以上の敷地を有し、市街地環境の整備改善に資する建築物を対象に、容積率等の緩和を行う制度。
	根拠等	都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号(東京都高度利用地区指定方針及び指定基準)	都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号(東京都特定街区運用基準)	都市計画法第 1 2 条の 5 第 3 項(再開発促進区を定める地区計画運用基準)	建築基準法第 5 9 条の 2(東京都総合設計許可要綱)
緑化率(自然保護条例)	空地の 30%以上				
	屋上の緑化可能な部分の 30%以上				

## 4 緑地保全と緑化の推進によるヒートアイランド現象緩和効果

### ■ヒートアイランド現象の現状

- ヒートアイランド現象とは都心部の気温が郊外に比べて、島状に高くなる現象です。
- 東京においては過去100年間に年間の平均気温が約3℃上昇するなど、大都市において顕著に現れているといわれています。

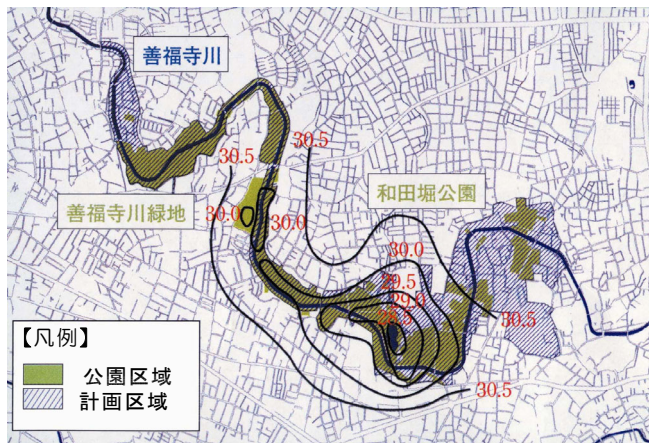
### ■ヒートアイランド現象の緩和に緑が果たす役割

- 緑は、日射の遮断や蒸発散作用等により気温の上昇を抑える機能を有し、ヒートアイランド現象の緩和に以下のような効果を発揮すると言われています。
- 大規模な緑地ではクールアイランドと呼ばれる冷涼な空気のかたまりを形成します。
- 大規模な緑地や海面からの冷涼な空気の移動をスムーズにします。
- 昼間に熱の発生源となり、かつ夜間に気温が下がりにくい市街地において、日射の遮断、冷気の形成等により、気温を低減させます。

出典：「緑地保全と緑化の推進によるヒートアイランド現象緩和効果について」(抜粋) (国土交通省資料より)

## 5 公園のみどりが都市を冷やす

### ■和田堀公園・善福寺川緑地周辺の最高気温分布



【気温の分布】



【空から見た和田堀公園】

◇大規模な緑地は「クールアイランド」を形成するとともに、河川沿いの道路や緑と一体になって「風の道」を形成し、冷涼な空気を市街地に送り込みます。

出典：「都市における緑地の気象緩和作用についての実証的研究」山田宏之、丸田頼一  
(造園雑誌 52(5)1989)

## 6 ゾーン別の将来像

「東京の新しい都市づくりビジョン」で目指すゾーン別の将来像を示します。これは、第1章の2-(3)で示した「ゾーン別の目標値とみどりづくり」の目標となるものです。

### ■ゾーン別の将来像とイメージ

ゾーン	将来像	イメージ図
センター・コア再生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史や文化を感じさせる街並みの中で、世界の経済を支える活発なビジネス活動が展開され、都心居住が進みます。</li> <li>● 中核拠点を結ぶ道路沿道には、緑の軸やにぎわいのある空間がつくられ、業務、商業、住宅などの機能が複合した特色ある市街地が形成されます。</li> </ul>	
東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空港、港湾などの交通機能、水辺のうるおい、都心との近接性、豊かな土地資源などを生かし、文化やアミューズメントなども含む多様な機能が計画的に導入されます。</li> <li>● ダイナミックな市街地景観や東京湾のゆとりある水辺空間など、既成市街地にはない魅力的な都市空間が創造されます。</li> </ul>	
都市環境再生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木造住宅密集地域は安全で良好な住宅地に再生されます。</li> <li>● 環状方向の道路は、緑の軸と一体的に整備され、沿道の活気ある街並みと緑豊かな空間の中を円滑に移動できます。</li> <li>● 残されたまとまりのある農地は、緑や防災などの多様な機能を持つ都市の貴重なオープンスペースとして保全されます。</li> </ul>	
核都市広域連携ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 核都市や鉄道駅周辺では、業務、商業など多様な機能と中高層住宅が複合した市街地が形成されます。</li> <li>● 質の高い住環境や魅力ある街並みを備えた低層住宅地では、緑豊かな環境の中で、職住近接などにより充実した余暇時間を楽しむライフスタイルが実現されます。</li> </ul>	
自然環境保全・活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然と特色ある観光資源に恵まれた西多摩の山間部を中心とした地域は、都県境を越えた連携により、秩父、甲斐なども含めた広域的な観光拠点となり、多くの観光客が訪れます。</li> <li>● 島しょ地域では、長期滞在型リゾートとして豊富な海洋資源を生かした観光振興が図られ、地域が活性化されます。</li> </ul>	

## 資料6 都民意見の概要

## 「みどりの新戦略ガイドライン」＜中間のまとめ＞に寄せられた意見

これからの東京のみどりづくりを進めるには、都民の皆様の参加と協力が不可欠であるため、平成17年6月に「みどりの新戦略ガイドライン」＜中間のまとめ＞を発表すると同時に意見募集を行ないました。個人や団体など、多数の皆様から貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。いただいた主なご意見の概要と、ガイドライン策定にあたってのご意見に対する考え方を紹介させていただきます。

## 1 意見応募の概要

- ◆公表媒体：広報「東京都」、東京都・都市整備局ホームページほか
- ◆募集期間：平成17年6月28日から7月31日
- ◆応募媒体：郵送（葉書・封書）、FAX、電子メールほか
- ◆意見総数：74通（328件の意見・提案など）

## 2 主な意見の概要と意見に対する考え方

## (1) 中間のまとめ全般に対する意見

## 1-1 ガイドラインの策定について

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>◆みどりの新戦略について（2件）</p> <p>○自然を全体的に捉えた自然環境のネットワークを構築するみどりの新戦略は非常に好ましい。また民間のダイナミックな活力を活用した東京らしいみどりづくりを行うという平成15年の答申は高く評価する。</p>	<p>◇ 東京のみどりは様々な都市活動や都市生活と深くかかわっています。</p> <p>みどりの新戦略では、これらの都市活動と連携して、多様な主体が多様なみどりを創出することを主眼に、「東京らしいみどりをつくる新戦略」を推進していきます。</p>
<p>◆ガイドラインの策定について（21件）</p> <p>【ガイドラインの策定】</p> <p>○ガイドラインはみどりの重要性をよく顕しており、緑を積極的に増す考え方に賛成する。しかし民間に頼りすぎていること、技術的に解決しようとしていることが気になる。またみどりづくりが良好な都民生活の基盤となり、都市環境の創造や回復につながるガイドラインとする。</p>	<p>◇ ガイドラインは、東京らしいみどりづくりの指針として、公共はもとより、都民や民間事業者によるみどりづくりを誘導していくものです。</p> <p>みどりづくりを牽引していくのは行政の役割ですが、民間のみどりの果たす役割も大きいものがあり、積極的にみどりづくりに参画していく必要があると考えます。</p>
<p>【目標の設定】</p> <p>○緑の増加目標量を確保するには、計画の到達点や課題を明らかにし、実行すべき具体策を組み立てる必要がある。また「美しい風格都市・東京」の実現は、皆が納得し実践するには具体性と説得性に欠ける。</p> <p>○ガイドラインの目標の、みどりの量の拡大と質の向上、緑のネットワーク形成は時宜に適ったもの。</p>	<p>◇ みどりづくりの目標として3つの具体的な到達点を示しています。一つは将来（2025年）における緑の量の確保目標を明らかにしています。二つ目はみどりの持つ機能を発揮させ、みどりの質の向上を目指しています。さらにみどりの拠点と軸を示し、「環境軸」と合わせて、目指すべき緑の構造を示しています。</p>
<p>◆ガイドラインの施策の検証について（6件）</p> <p>○ガイドラインで示した内容の達成状況の公表を行なう。またゾーン別のみどりづくりに係る費用や、管理にかかる費用を計算公表し、皆で共有する。</p>	<p>◇ 各種の施策の進行状況を把握していくとともに、実施効果の適切な評価手法や公開について検討していきます。</p>

<p>◆みどりの意義について（8件）</p> <p>○誰でもがいつでも自由に入り、利用できる緑地の確保が公共の緑地の意義。しかしオープンスペースや緑地について社会的共通資本としての認識が足りない。公共の緑地の意義を広く伝える。また人間の感性には緑が必要不可欠。</p>	<p>◇ 都市の環境基盤としてのみどりの存在は不可欠です。このため、みどりの意義や役割を広く都民に伝えると共に、社会資本としての公園・緑地や道路のみどり整備を推進し、快適で潤いのある東京の実現を目指します。</p>
--	---

## 1-2 その他の意見

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>◆財源の確保について（3件）</p> <p>○「みどり」の展開こそ公共部門の役目。百年の大計のもと、十分予算をつけ、しっかりやること。またみどりづくりは、財政投資が必要。道路財源を都市のヒートアイランド緩和、地球温暖化防止関連に用途を拡大すべき。</p>	<p>◇ 限られた財源の中で、整備の重要性や効率性の高い公園を重点的に整備していきます。また新たな整備手法の導入や、新たな財源の確保についても検討を進めていきます。道路財源の導入などには課題が多いと思われませんが、機会をとらえ、関係機関に働きかけを行なっていきます。</p>

## (2)「第1章 東京のみどりづくりの目標」について

### 2-1 東京のみどりづくりについて

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>◆東京のみどりづくりについて（10件）</p> <p>○東京のみどりづくりには新しい発想をもって立ち向かう。またみどりづくりの利益は、水と資源エネルギーの保全が達成され、東京都の経済利益、環境利益、社会利益が増すこと。</p>	<p>◇ 都市のみどりには、環境保全、レクリエーション等、重要な役割がありますが、社会、経済利益等があることも重要です。このような側面からのみどりの効用についても勘案し、都民の理解と支援を得ながら施策展開を図るよう検討していきます。</p>
<p>【みどりの保全】</p> <p>○みどりは育て守るものであり、最も大切なことは「継続」及び「保全」である。このため既存の緑を守ることの重要性や必要性に触れ、都民の緑に対する認識を高めるような方向を示すことが必要。</p>	<p>◇ 現存するみどりを保全して有効活用することは、新たなみどりの創出と同様に重要な課題です。ガイドラインではみどりの保全に関し、その重要性等について示していきます。</p>

### 2-2 みどりの量の拡大

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>◆みどり率について（20件）</p> <p>【みどりの指標】</p> <p>○みどり率と緑被率の違いはなにか。人口密集地にこそ緑が必要なので、人口密度に応じた緑化率を導入する。またみどり率は公益性の希薄な緑をも包含しているため目標指標をみどり率で表すことに反対。</p>	<p>◇ みどりの持つ機能を発揮させていく上で、水が持っている役割も重要であり、都では「緑の東京計画」（2000年）以降、緑被率に、河川等の水面が占める割合と公園内の緑で覆われていない面積を加えた「みどり率」をみどりづくりの指標として採用しています。</p>
<p>【みどり率の対象】</p> <p>○公園と同様に、公開空地内の緑化されていない部分のみどり率にカウントすべき。</p> <p>○「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」は「みどり率」に含めない。</p>	<p>◇ 公園・緑地は、持続性、公開性が高く、みどりの持つ機能が高いため、全体のみどり率の対象にしています。</p> <p>公開空地内の緑化されていない部分など、持続性や公開性が高いオープンスペースの扱いについては今後検討していきます。</p>

<p>【対象別の目標値の設定】</p> <p>○高密度市街地、市街地、郊外市街地等、土地利用の形態別にみどりの率の目標を定める。また行政、民間事業者の目標量を、地域別、目的別に、増やす量や保全する量別に明確にする。これらを共有する。</p>	<p>◇ 地域別などのみどりの率の目標については、今後地域のみどりの率を把握していく中で、区市町村とも連携を図り、検討していきます。</p>
<p>◆みどりの量の拡大について（13件）</p> <p>○公民の緑の増加量の試算の計画は甘いと思われる。緑を増やすには公園緑地の確保が必要。屋上緑化など公益性の希薄な民間の緑化事業に、目標増加量の過半を求めるような政策に反対する。また自治体毎にみどりの率を明らかにし、3年ごとに増加計画をたてることや、公園の空白区域に公園設置を義務付ける。</p>	<p>◇ ガイドラインではみどりづくりの目標を掲げ、公共は、公園・緑地等の整備や、道路や河川の緑地整備によって「みどりの拠点と軸」の形成に努めます。民間は民有地の緑化を推進し、この拠点と軸に、厚みを持たせていきます。東京のみどりづくりにおいては、民間の果たす役割も大きいことから、積極的にみどりづくりに参画していく必要があると考えます。</p>

### 2-3 みどりの質の向上について

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆みどりの質の向上について（13件）</p> <p>○レクリエーションの機能の中に、カフェや洒落た店の連続性など、都市に相応しい楽しみの形成も記述すべき。また「グリーンツーリズム」や「学習の場」「コミュニティづくりの場」の言葉を使用する。一方、良質な緑とは生態系の実現である。面積だけで評価してはならない。</p>	<p>◇ ご提案やご意見等を参考に、みどりの質の向上に努めていきます。</p> <p>また生態系の保全については、みどりの質の高めることにもつながるものであり、多様な利用が行なわれる都市の緑地空間においては、困難を伴う部分もありますが、実現の可能性を検討していきます。</p>
<p>◆みどりの研究の充実について</p> <p>○みどりの質を高めるため、専門研究機関の設立やデータや指標を充実についての意見。</p>	<p>◇ 都の研究組織の活用をはじめとして、みどりに関する研究のあり方についても検討していきます。また巻末の資料編に基礎的データを掲載します。</p>
<p>◆みどりと防災について（7件）</p> <p>○火災旋風の恐れがない、囲まれていない場所が必要。また焼け止まりや延焼遅延に効果のある緑を増やす。救急や救援のヘリポートは、必要な面積を確保すると共にその数を増やす必要がある。</p>	<p>◇ 環状七号線沿いの大規模防災公園の整備や、臨海部の東京臨海広域防災公園の整備を始めとして、都市防災の拠点となる公園の整備を推進していきます。</p>
<p>◆ヒートアイランド対策について（5件）</p> <p>○ヒートアイランド対策には、緑地を増加させる一方で、開発を抑制し、自動車の総量を増やさない対策が必要。また過去に流れていた小川や小河川を復元し、街路樹を増やし、地球温暖化に対処する。</p>	<p>◇ 人工化された地表面被覆の改善や、街路樹のみどりの充実、民間建築物等の敷地や公共空間の緑化等を推進していきます。またヒートアイランド現象の緩和に寄与する「風の道」の確保に努めていきます。</p>
<p>◆みどりの景観について（4件）</p> <p>○武蔵野台地東縁崖線の緑の軸を活用し、車窓眺望景観づくりを推進する。また建築許可では借景も大切に。浜離宮の（景観の）惨状は恥ずべきもの。</p>	<p>◇ 道路や崖線のみどりなど、みどりの拠点や軸を骨格として周辺の建築構造物や都市構造物と調和図り、美しい都市景観の形成を目指していきます。</p>
<p>◆ゾーン別の将来像について（10件）</p> <p>○各ゾーンの具体的なみどりづくりについての意見や提案。</p>	<p>◇ ご提案の趣旨を参考に、各ゾーンにおいては、それぞれの立地特性を踏まえた効果的なみどりづくりの展開を目指します。</p>
<p>◆生態系に配慮したみどりづくりについて（8件）</p> <p>○東京のみどりづくりは、潜在自然植生を踏まえたものなど、生態系に配慮したみどりづくりについての意見</p>	<p>◇ 武蔵野の植生回復等その立地特性や地域文化に根ざしたみどりづくりを推進し、地域における歴史、文化、自然資源、生態系を重視したみどりづくりに努めていきま</p>

	す。
--	----

## 2-4 ◆みどりのネットワークと環境軸について

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p><b>◆みどりのネットワークについて（13件）</b> 【ネットワークの形成】</p> <p>○みどりの連続性は、東京湾の海の森から東京西部の奥多摩までつなげること。また拠点と軸の事例として、明治神宮外苑や芝公園と、それをつなぐ外苑東通り等を記載すべき。</p> <p>○東京湾緑のベルト構想の実現を目指すとともに、系としてのみどりづくりには、水と緑が一体となった多様な環境を持つ多摩川が重要。</p>	<p>◇ みどりの機能をより効果的に発揮させるため、みどりの軸となる河川や崖線のみどりの保全・活用や、道路の街路樹等を骨格としたみどりの軸の充実に努めます。</p> <p>また、道路など骨格となる都市施設と周辺のまちづくりを一体とし、みどり豊かな広がりと厚みをもった良好な空間を誘導する「環境軸」の形成を図ります。</p>
<p>【人のネットワーク】</p> <p>○みどりのネットワーク化は、みどりに関る人や組織のネットワーク化を伴うことにより生きてくる。</p>	<p>◇ みどりのネットワークの形成には、それを支える仕組みが必要です。ハード面やソフト面でのネットワーク形成の仕組みづくりを推進していきます。</p>

## (3)「第2章 みどりづくりの推進に向けて」について

### 3-1 公共の役割

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p><b>◆みどりづくりの仕組みについて（9件）</b></p> <p>○屋上緑化や壁面緑化、生垣づくりに優遇税制を導入して誘導する。また個人宅で庭づくりをしたい人に対し、建ぺい率や容積率を緩和する。</p>	<p>◇ 敷地の緑化促進のため、様々な法制度に基づき、敷地の緑化指導や税制の優遇措置などを行なっています。今後「みどりの計画書」作成など、新たなみどりづくり制度の確立を図り、民有地におけるより良いみどりづくりに努めます。</p>
<p><b>◆みどりづくりの人材育成について（4件）</b></p> <p>○東京のみどりづくりにはみどり専門家の存在が必要など</p>	<p>◇ 今後は、公共はもとより民間においても、広い視野に立ち、環境技術を身につけた人材の育成について検討していきます。</p>

### 3-2 民間の役割

主なご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p><b>◆民間のみどりづくりについて（18件）</b> 【公・民の連携】</p> <p>○公共と民間の連携には、東京が目指すみどりづくりの目標を共有し共通のものとするのが大切。また全体のみどりづくりの計画は公共で行なわなければならない。</p>	<p>◇ 東京のみどりづくりにおいては、公共が、みどりの拠点と軸の形成を推進するとともに、民間事業者等によるみどりづくりを誘導し、みどりの公的空間の確保に努めていきます。</p>
<p>【民間のみどりの効果】</p> <p>○都心の大規模開発で創出されたオープンスペースは十分な緑は得られていない。屋上緑化も補助的なものにとらえるべき。また公開空地など民間が造ったみどりを、如何に良好に維持していくかの施策が必要。</p>	<p>◇ 都市の過半を占める民有地におけるみどりづくりは極めて重要と考えます。今後も、公共はもとより民間においても屋上緑化や敷地の緑化の推進など、みどりづくりを着実に進めていく必要があり、施策の充実に努めていきます。</p>
<p>【公共支援】</p> <p>○民間の役割では、ボランティア・NPOの活動の余地は大きいので、行政の支援体制が必要。また緑の基本計画など緑の情報は誰でも入手できるようにするとともに、広報など様々な機会を捉えて周知する。</p>	<p>◇ 助成金等の支援などに加えて、NPO・市民団体等に対する支援策についても検討していきます。また緑の基本計画など緑の情報は、誰でも入手できるよう努めていきます。</p>



<p>◆都民のみどりづくりについて （6件）</p> <p>○落ち葉の清掃やごみ拾いなど、公園や道路の管理を希望する都民のグループにやらせる。また、個人がボランティアで作れる庭を提供し、庭の作成や管理をする。</p>	<p>◇ 公園や街路樹の美化等への住民の参加をはじめとして、住民参加のみどりづくりのあり方について、引き続き検討していきます。</p>
<p>◆様々なみどりづくりについて （13件）</p> <p>○みどりづくりや、みどりの管理についての提案・意見</p>	<p>◇ ご提案の具体的な意見については、道路や河川、公園・緑地の整備・管理等に際し、又みどりの計画書の作成や緑化指導など、今後の様々なみどりづくりの施策充実のため、参考にしていきます。</p>

（4）「第3章 施策の展開」について

4-1 都市計画公園緑地の整備方針について

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆公園の整備について （20件）</p> <p>【都市計画公園・緑地の整備】</p> <p>○公園のあり方は、地域の環境を考えたものとする。特に河川に隣接した公園では、親水化を含めての計画が必要。また未供用の都市計画公園・緑地の事業化を図り、計画全体の整備を早く進める。など</p>	<p>◇ お寄せいただいたご意見等を参考に、利用者が高い満足感を得られる一層質の高い公園づくりに取り組んでいきます。</p> <p>また未供用の都市計画公園・緑地の整備促進のため、「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、重点的、効率的に公園整備を進めていきます。</p>
<p>【公園の配置】</p> <p>○公園は都民が必要とする社会的共通資本として地域格差をなくし、より公平な配置を実現する。また重点的に公園増やすため、都立公園の設置基準を変えてもよい。</p>	<p>◇ 都市計画公園緑地の適正配置については、今後の課題として検討していきます。</p>
<p>◆都市計画の見直しについて （5件）</p> <p>○同様の立地であるのに、一方は都市計画公園等の網がかり、有効な土地利用が出来ないのは不平等である。</p>	<p>◇ 都市計画公園・緑地は、まだ多くの未整備区域を残しており、今後とも着実な整備促進を図り、その効果を発現させていく必要があります。</p>
<p>◆公園の管理について （8件）</p> <p>○公園の生態管理や管理マニュアルの作成など維持管理についての意見。</p> <p>◆公園の運営・利用促進について （3件）</p> <p>○ガーデニングショーなど民間主導型イベントへの助成制度の確立や「都立公園サポート基金」等の充実などについての意見。</p>	<p>◇ 公園の維持管理マニュアル作成などに努めていきます。また公園における民間主導型イベントや、都市緑化の推進、観光振興等に貢献する事業への支援策の充実について検討していきます。</p> <p>◇ 民間によるみどりづくりに係る活動等への支援策の充実について検討していきます。</p>

4-2 豊かなネットワークに寄与する環境軸の形成について

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆環境軸について （12件）</p> <p>【環境軸】</p> <p>○道路、河川、公園などの都市施設と一体となるまちづくりによる「環境軸」の形成は、施策を統合しようという試みで評価できる。仕組はシンプルなものにすること。</p> <p>【河川の軸・道路の軸】</p> <p>○都市河川環境軸を設定し、河川に隣接する市街地と一体化した水辺と緑の河川ベルト構想を実現し、都市の広域環境軸を創出する。など</p>	<p>◇ 道路を含めた沿道の街並みを、より快適な空間としていくため、都では新たに「環境軸」の形成を推進し、みどりの広がりや厚みをもった良好な空間への誘導を進め、快適な都市環境の実現に努めます。</p> <p>また、河川や運河沿いの緑地においても、水辺に顔を向けたみどり豊かなまちづくりを誘導するなど、水辺の環境軸の形成について検討を進めていきます。</p>

<p>◆街路樹について（20件） ○街路樹の整備や管理、道路緑化についての意見・要望。</p>	<p>◇ 街路樹等の道路緑化に係るご提案等については、道路計画を踏まえ、道路環境整備の参考にしていきます。</p>
---	---

### 3-3 みどりの計画書の作成について

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆みどりの計画書について（4件） ○「みどりの計画書」は民間事業者のみどりづくりの誘導策としては時宜を得たもの。みどりづくりに協力しやすくなるよう指導する。仕組みはシンプルなものとする。</p>	<p>◇ 「みどりの計画書」の作成により、計画の初期の段階から、みどりの連続性や街並みとの調和を図ったみどりづくりを推進していきます。手続きについては、簡易なものを検討していきます。</p>

### 3-4 民間による公園づくりについて

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆民間による公園づくり（11件） 【民設の公園づくり】 ○「民間の大規模遊休地やグラウンドを有効に活用」することは有効な手段の一つである。また民間参入による公園整備の早急な仕組の構築と公園整備に対する経済的な優遇措置の強化をすべき。 ○大規模な敷地の開発を防ぐには、都市計画決定をするか、または民間事業者が公園整備に参入することで、住宅開発以上の利益が得られる制度が不可欠。</p>	<p>◇ みどりの創出には、民間事業者の寄与するところが大きいことから、民間活力を活用して、質の高いオープンスペースを確保するため、民間による公園の整備、管理する仕組みを検討します。 民間の力を公園づくりに活用する仕組みの検討を早急に進め、貴重な都市の緑のオープンスペースの確保に努めていきます。</p>
<p>【民設のみどりの限界】 ○民間の作る公園は民園であり、公衆の憩いにはならない。また民間に多くの期待を寄せているが、理解、協力が得られるか懸念される。具体的な施策に期待する。さらに民間事業者の活用は公共部門の予算カットの口実となる。民間事業はあくまで公共部門の補助的役割と位置づける。</p>	<p>◇ 災害時の避難場所を早急に確保するなど、民間のつくるみどりの果たす役割は大きく、都民にとって有益なものです。民間による公園づくりの仕組みの検討を進め、みどりのオープンスペースの確保に努めていきます。</p>

## （4）その他の意見

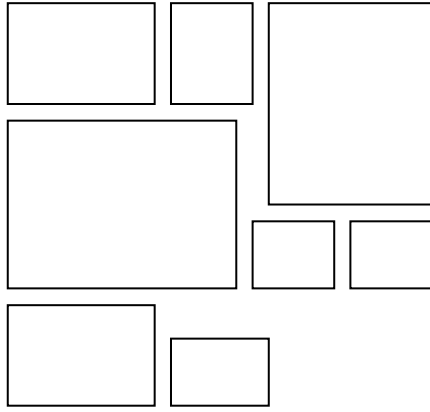
### 4-1 みどりの保全について

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆樹林地や農地の保全について（8件） ○みどりのネットワークに寄与する樹林地等について、既存の緑地の具体的な保全策が必要。また相続による緑地の喪失などに対し、有効な対策を示すこと。</p>	<p>◇ 屋敷林など貴重な都市の樹林地の保全については、区市町村と連携を図り様々な緑地保全の制度の活用等を図り、保全策を講じてきています。</p>
<p>◆生産緑地について（10件） ○農地は貴重なオープンスペース。相続税の納税のために失われる農地の保全策を講じることなど。</p>	<p>◇ 農業従事者の意向を考慮しながら、生産緑地の保全を図るとともに、公園緑地の不足している地域等については、生産緑地の一部を「都市計画公園」として計画決定していくなど、「みどり」の量の確保に努めていきます。</p>
<p>◆多摩のみどりの保全・活用について（5件） ○多摩地区は公園でなく自然が主役である。里山、雑木林の保護を図る。また奥多摩の生活と観光や登山など、奥多摩の魅力をもっと知ってもらう。</p>	<p>◇ 多摩の豊かな自然環境は、東京圏全体の環境を支える重要な自然です。この自然を活かした東京圏のレクリエーションゾーンの形成に取り組んでいきます。</p>

<p>◆個別緑地の保全について （7件） ○東大農場跡地を保全などの意見・要望。</p>	<p>◇ 東大農場は、移転の方針が示されていますが、これまでの経緯等を踏まえ、そのあり方を総合的に検討していきます。</p>
--	--

#### 4-2 都市づくりについて

<p>主なご意見の概要</p>	<p>ご意見に対する考え方</p>
<p>◆東京の都市づくりについて （10件） ○都市計画とは、私権を守るより、個々の要求を調和させることにより「街」をつくるものである。また東京がこれからも発展していくためには様々な人々を受け入れ、活気に満ち、安全で快適な都市活動を営むことができる魅力ある都市づくりを行なっていく必要がある。</p>	<p>◇ 国際都市にふさわしい環境、文化、生活等の様々な都市の魅力を備える事により、都民をはじめとして、様々な主体の参加と連携のもと、魅力と賑わいのある国際都市・東京の形成に努めていきます。</p>
<p>◆開発許可について （6件） ○個別の開発についての要望・意見</p>	<p>◇ 様々な都市開発に対しては、自然環境と調和した良好な都市環境の形成を目指し、各種制度に基づき適切な開発指導を進めていきます。</p>
<p>◆緑豊かな集合住宅について （6件） ○小動物が飼え、緑と共生する集合住宅についての要望・意見。</p>	<p>◇ 集合住宅についてはご提案の趣旨を参考に、住宅行政との連携により、質の高い生活環境の形成に努めます。</p>



【表紙の写真の説明】

- : 六本木ヒルズ
- : 野川と野川公園
- : 代々木公園
- : 表参道
- : 大学通り
- : 新左近川
- : 神宮内苑
- : 生産緑地

平成18年1月発行

登録番号 \*\* ( \*\* )

## みどりの新戦略ガイドライン

編集・発行：東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画課  
公園緑地計画担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03 - 5388 - 3264

印刷：中栄印刷株式会社